

愛媛県自然災害体験 VR ゴーグル貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、愛媛県の所有する自然災害体験 VR ゴーグル（以下「VR ゴーグル」という。）を、地震や風水害等の自然災害リスクへの理解を深め、発災時の対応力の向上や防災啓発活動の推進を図り、地域や教育機関等においてデジタル体験型防災訓練や防災教育の導入を促進させることを目的に、市町又は消防機関に（以下「借受団体」という。）に貸出す場合に必要な事項について定める。

（使用の承認）

第2条 借受団体の長（以下「借受者」という。）は、借受希望日の 15 日前までに、自然災害体験 VR ゴーグル借受申請書（様式第1号）に事業計画を添えて、VR ゴーグルを管理する愛媛県消防防災安全課長（以下「課長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

2 課長は、貸出しを承認したときは、自然災害体験 VR ゴーグル貸出承認書（様式第2号）を借受者に交付する。

（貸出方法等）

第3条 VR ゴーグルの貸出し予約は、借受希望日の2か月前からとする。

2 VR ゴーグルの借受期間は、概ね 10 日以内とする。

3 貸出し及び返却場所は、愛媛県消防防災安全課（以下「消防防災安全課」という。）とする。

4 貸出し及び返却時間は、原則として平日の午前9時から午後5時までの間に行うものとする。

5 借受期間には、借受け及び返却に要する日を加えた期間とする。

（操作指導員の指定）

第4条 VR ゴーグルの使用に当たっては、消防防災安全課の職員から VR ゴーグル等の取扱いの説明を受けた者を操作指導員とする。

2 操作指導員は、VR ゴーグルの取扱いには細心の注意を払うとともに、周囲の安全を確保し、利用者が吐き気やめまい等を訴えた場合、直ちに使用を中止させるなど適切に対応するものとする。

（経費負担）

第5条 通常の使用により生じたデータ漏えい、VR ゴーグル破損等（以下「修繕等」）に係る経費は、愛媛県の負担とする。

2 借受者が借受期間中に借受者の責任によって生じた VR ゴーグルの修繕等に要する経費は、借受者の負担とする。

（事故に対する賠償責任）

第6条 VRゴーグルの借受期間内に生じた事故（身体事故を含む。）に基づく賠償責任（借受者が第三者に損害を与えた場合の賠償責任を含む。）は借受者が負う。

（事故報告）

第7条 借受者は、運搬中及び操作中に発生した事故について、直ちに愛媛県消防防災安全課長に報告するとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（使用記録等）

第8条 借受者は、借受期間中のVRゴーグルの状態等について、自然災害体験VRゴーグル使用記録簿（様式第3号）に記載し、提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、VRゴーグルの貸出し等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年9月29日から施行する。